

市川市多世代家族応援パスポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多世代家族応援パスポート事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、多世代家族が市内に居住をすることを促進し、もって親族による子育て支援の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多世代家族応援パスポート事業 協賛店舗等において協賛事業者から多世代家族がサービスを受けるために、多世代家族にパスポートカードを交付する事業をいう。
- (2) 協賛店舗等 次条第2項に規定する承認を受け、パスポートカードを提示するものに対し、サービスを提供する店舗又は施設をいう。
- (3) 協賛事業者 多世代家族応援パスポート事業の趣旨に賛同し、協賛店舗等においてサービスを提供する事業者をいう。
- (4) 多世代家族 子、子の保護者等及び子の祖父母等であって、これらの者の全てが本市に居住するものをいう。
- (5) サービス 協賛店舗等における商品代金の割引その他の協賛店舗等において協賛事業者が行うパスポートカードを提示する者に経済的な利益をもたらす行為をいう。
- (6) パスポートカード 協賛店舗等において、サービスを受けるために提示するカードをいう。
- (7) 子 第10条第1項の申請書を提出するときにおいて、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (8) 子の保護者等 子の保護者（子を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定により母子健康手帳の交付を受けた者及びその配偶者をいう。
- (9) 子の祖父母等 子の直系尊属（子の保護者を除く。）又は前号の母子

健康手帳の交付を受けた者若しくはその配偶者の直系尊属をいう。

- (10) 協賛ステッカー 協賛店舗等であることを表示するため、協賛店舗等に掲示するステッカーをいう。

(協賛店舗等の承認)

第3条 協賛事業者になろうとする者は、その運営する店舗又は施設について協賛店舗等の承認を受けようとするときは、市長に対し、当該店舗又は施設ごとに、市川市多世代家族応援パスポート事業協賛店舗等承認申込書(様式第1号)を提出するものとする。ただし、複数の店舗又は施設について一括して提出することを事前に承認を得ている場合にあっては、複数の店舗又は施設について一括して提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申込書が提出されたときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、当該申込書を提出した者(以下この条において「申込者」という。)に対し、協賛ステッカーを交付するものとする。

- 3 前項の承認は、次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合には、行わないものとする。

(1) 協賛店舗等の承認を受けようとする店舗又は施設及び第1項の申込書に記載されたサービスの内容が法令その他公序良俗に反する場合

(2) 協賛店舗等の承認を受けようとする店舗又は施設及び第1項の申込書に記載されたサービスの内容が特定の政治活動又は宗教活動に関するものと認められる場合

(3) 協賛店舗等の承認を受けようとする店舗又は施設及び第1項の申込書に記載されたサービスの内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に掲げる営業に該当する場合

(4) 第1項の申込書に記載されたサービスの内容をパスポートカードの交付を受けた者以外の者にも行っていると認められる場合

(5) 第1項の申込書に記載されたサービスの内容が多世代家族を支援する

ものと認められない場合

- (6) 前各号に定める場合のほか、協賛店舗等として市長が承認することが
適当でないとする場合

4 第2項の承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) この要綱の規定を遵守すること。
(2) 協賛ステッカーを協賛店舗等の見やすい場所に掲示するよう努めること。
(3) 協賛ステッカーを複製しないこと。ただし、市長が承諾した場合は、この限りでない。
(4) 協賛ステッカーを他人に譲渡又は貸与をすることその他不正な行為をしないこと。
(5) その他サービスを行うことに関し、市及び多世代家族に損害を及ぼす行為その他の行為をしないこと。

5 市長は、第2項の承認をしない場合には、申込者に対し、その旨を通知するものとする。

(協賛店舗等の登録内容の変更等)

第4条 協賛事業者は、協賛店舗等について、前条第1項の申込書に記載した事項に変更が生ずるとき、又はサービスの内容を変更しようとするとき、若しくは協賛店舗等であることをやめようとするときは、市長に対し、市川市多世代家族応援パスポート事業協賛店舗等登録内容変更等承認申込書(様式第2号)を提出するものとする。ただし、複数の店舗又は施設について一括して提出することを事前に承認を得ている場合にあっては、複数の店舗又は施設について一括して提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申込書を提出した者に対し、承認の可否を通知するものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による承認(サービスの内容を廃止しようとするときを除く。)の通知をする場合に準用する。

(協賛店舗等の承認の取消し)

第5条 市長は、協賛店舗等において提供されるサービスが第3条第2項の規定により承認した内容と異なるときその他協賛店舗等として適当でないと認めるときは、協賛店舗等の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、協賛店舗等の承認を取り消された者から、協賛ステッカーを回収するものとする。

(協賛店舗等の周知)

第6条 市長は、第3条第2項の規定により承認を行ったときは、市川市公式ウェブサイトへの掲載その他の方法より、協賛店舗等の名称、サービスの内容等を周知するものとする。

(パスポートカードの交付申請者)

第7条 パスポートカードの交付の申請をすることができる者は、多世代家族のうち、子の保護者等又は子の祖父母等とする。

(パスポートカードを使用することができる者)

第8条 パスポートカードを使用することができる者は、前条に規定する者に係る多世代家族の属する世帯の構成員とする。

(パスポートカードの有効期限)

第9条 パスポートカードの有効期限は、平成32年3月31日とする。ただし、子に該当する者がいなくなった日が同月31日より早く到来する場合にあっては、当該子に該当する者がいなくなった日以後の最初の3月31日とする。

(パスポートカードの申請等)

第10条 パスポートカードの交付を受けようとする者は、市長に対し、市川市多世代家族応援パスポートカード交付申請書(様式第3号)を提出するものとする。この場合において、当該提出をしたもののうち、母子保健法第16条第1項の規定により母子健康手帳の交付を受けた者で、かつ、子の保護者でない場合にあっては、当該申請書に当該母子健康手帳の写しを添えるものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、多世代家

族に該当すると認めるときは、当該申請書の提出を行ったものに対し、パスポートカードを交付するものとする。

- 3 前項の場合におけるパスポートカードの交付枚数は、2枚（当該申請書の提出をした者に係る多世代家族の世帯の数が2を超える場合にあっては、当該世帯の数）とする。
- 4 第2項の規定によるパスポートカードの交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) この要綱の規定を遵守すること。
 - (2) 協賛店舗等においてサービスを受けようとする場合は、協賛店舗等がサービスの提供に関しパスポートカードの提示を不要としている場合を除き、事前にパスポートカードを提示すること。
 - (3) 前号に掲げる事項のほか、サービスの提供に関し協賛店舗等が条件を定めている場合にあっては、当該条件を遵守すること。
 - (4) 第1項の申請書に記載した多世代家族以外の者に、パスポートカードを貸与又は譲渡をしてはならないこと。
 - (5) パスポートカードの有効期限を超えて使用してはならないこと。
 - (6) その他パスポートカードの使用に関し、市並びに協賛店舗等及び協賛事業者に損害を及ぼす行為その他の行為をしないこと。

（パスポートカードの有効期限の変更等）

第11条 前条第2項の規定によりパスポートカードの交付を受けた多世代家族の代表者は、当該パスポートカードの有効期限に変更が生じたときは、市長に対し、市川市多世代家族応援パスポートカード有効期限変更申請書（様式第4号）及びパスポートカードを提出するものとする。

- 2 前項に規定する多世代家族の代表者は、パスポートカードの有効期限が経過したとき、又は多世代家族に該当しなくなったときは、パスポートカードを返還しなければならない。

（パスポートカードの紛失等）

第12条 パスポートカードを紛失し、又は破損した者は、市長に対し、市川市多世代家族応援パスポートカード再交付申請書（様式第5号）を提出す

るものとする。この場合において、当該提出の理由がパスポートカードを破損したことによる場合にあつては、当該破損したパスポートカードを添えるものとする。

- 2 市長は、前項の提出があつた場合は、当該提出の理由を確認した上で、当該提出を行ったものに対し、パスポートカードを再交付するものとする。
- 3 前項の場合におけるパスポートカードの交付枚数は、紛失し、又は破損したパスポートカードの数とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、パスポートカード及び協賛ステッカーの意匠その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年 5月21日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効の際、現に交付をされているパスポートカード及び協賛ステッカーは、市長に返却することを要しない。